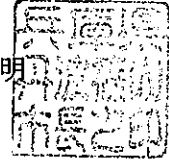


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年7月24日

丹波篠山市長 酒井 隆 明



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
町ノ田地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和元年7月16日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
経営体数 1経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
中心経営体はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
・特になし。
- 6 地域農業の将来のあり方  
【農地】・耕作が出来なくなる農地については農会長に事前に相談し、集落内での耕作を第一目的として調整を進める。  
・多面的機能支払交付金事業の有効活用により、農地、農道、用排水路の適切な維持管理に努める。  
・耕作放棄地の管理について、地権者を含めた話し合いにより今後の取組みを検討する。  
【農作業、機械、施設】  
・農地を管理・保全する手段は稲作が有効であることから、稲作に対する集落営農の共同作業を検討する。  
・特産振興の為、黒大豆の機械共同利用と共同防除の継続的な取り組み。  
【担い手】・農会を中心に農業者の話し合いを定期的で開催し、現状に即した集落農業の取組み、発展を目指す。  
・他の集落役員との連携を密にし、獣害防護柵、水利等の地域資源の適切な保全管理に努める。